

公共料金などの割引

鉄 道 —提示にて割引—

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、ＪＲ線に乗車するとき、障がい者本人及び介護者（１名）の運賃の割引を受けることができます。（ＪＲ線以外の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。）

第一種	A	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者とも５割引です。 （普通乗車券で本人のみが乗車するときは、片道100km超利用する場合に限る）
第二種	B	普通乗車券	片道100km超利用するとき、本人のみ５割引です。
		定期乗車券	12歳未満の障がい児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、定期券が５割引になります。

※第一種・第二種及びA・Bの区分は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に表示されています。

※小児定期乗車券を除きます。

ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

お問い合わせは、最寄りのJR各駅へ

航 空 —提示にて割引—

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、国内線を利用するとき、障がい者本人及び介護者（１名）の料金の割引を受けることができます。割引の実施及び割引額は、航空運送事業者または路線によって異なります。

ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提出してください。

お問い合わせは、航空会社各社へ

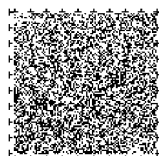
バ ス —提示にて割引—

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、県内の路線バス、高速バス料金の割引を受けることができます。

また、精神障害者保健福祉手帳（顔写真貼付のもの）をお持ちの方は、県内の路線バス料金の割引を受けることができます。

乗降車の際、手帳を提示してください。

お問い合わせは、バス会社各社へ



タクシー

—提示にて割引—

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が、タクシーを利用するとき、運賃が1割引となります。(社団法人福島県タクシー協会による制度)

手帳を運転手に提示してください。

お問い合わせは、タクシー会社各社へ

点字郵便物及び特定録音物等郵便物

日本郵便株式会社が別に定める表示等をした次の郵便物で開封としたものは、郵便局から無料で送ることができます。

- (1) 点字のみを掲げたものを内容とするもの(点字郵便物)
- (2) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等 盲人の福祉を増進することを目的とする施設(※)から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの(特定録音物等郵便物)

※日本郵便株式会社が指定するものに限りします。

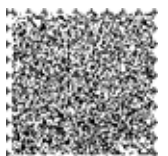
差出方法等、詳細は最寄りの郵便局へご相談ください

青い鳥郵便葉書

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、それぞれ配布を希望された方に青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。

- ・配布の対象・・・重度の身体障がい者(1級または2級の方)
重度の知的障がい者(療育手帳に「A」または1度、2度と表記されている方)
- ・身体障害者手帳または療育手帳を郵便局窓口で提示してください。
- ・配布にあたっては、受付期間等に定めがあります。(4月1日～5月31日)
- ・施策の実施は、前年度3月頃に決定し周知されます。

お問い合わせは、最寄りの郵便局へ



有料道路

—提示にて割引—

身体障害者手帳または療育手帳Aをお持ちの方が、高速道路などを利用するとき、次に該当する場合は通行料金が5割引になります。割引を受けるには、事前に申請が必要です。

対 象	
本人運転	身体障害者手帳をお持ちの方が、自ら運転して有料道路を利用するとき。(手帳の障がい名・等級は問いません)
介護者運転	介護者が次の方を乗せて有料道路を利用するとき。 ○重度の身体障がい者(手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が「第一種」の方) ○療育手帳Aをお持ちの方

※申請窓口はお住まいの地域の地区保健福祉センターです。

申請に必要なもの	
○身体障害者手帳または療育手帳	○車検証
○運転免許証(本人運転の場合)	○委任状(代理人申請の場合)
○割賦、リース契約書(割賦購入、リース車両の場合)	
〈ETCノンストップ走行をご利用の場合〉	
上記の「申請に必要なもの」に加えて次のものをご用意ください。	
○ETCカード(18歳以上は障がい者本人名義のもの)	
○登録を希望する自動車に取り付けられた車載器のETC車載器セットアップ申込書、証明書	

○有効期限

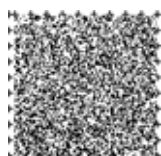
障がい者手帳に有効期限が表示されます。(お持ちの手帳に再認定の時期が記載されている場合、有効期限はその時期の末日までとなります。) その有効期限後も引き続き割引を受ける場合は、更新の申請をしてください。また、有効期間内であっても、手帳に記載された自動車登録番号、所有者、ETC車載器の管理番号等に変更があった場合は、変更届が必要です。

※対象となる自動車は、障がい者1人につき1台です。

※営業用の自動車は除きます。

※レンタカー、タクシー、軽トラック、法人所有車両など、車両の用途、乗車定員、最大積載量等により割引の対象とならない車両もあります。

※令和5年3月27日より1人1台要件が緩和され、これまでは事前登録した自動車1台のみが割引対象でしたが、事前登録していない自動車も割引対象となりました。なお、自動車を事前登録しない場合でも割引申請は必要です。また、オンラインでも手続きが行えるようになりましたので、詳細はウェブサイト (<https://www.expressway-discount.jp>)にてご確認ください。



お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

NHK放送受信料

	対 象
全額免除	○公的扶助受給者 ○市民税非課税の障がい者【「身体障害者手帳」「療育手帳(または判定書)」 「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税の場合】 ○社会福祉事業施設入所者【社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合】
半額免除	以下のいずれかにあてはまる方が世帯主で、かつ受信契約者である場合 ○視覚（聴覚）障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方） ○重度の障がい者 ・身体障害者手帳＜1級または2級＞ ・療育手帳（または判定書）＜最重度、重度＞ ・精神障害者保健福祉手帳＜1級＞ ○重度の戦傷病者 } いずれかを お持ちの方

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センター
または、NHK福島放送局へ（024-526-4623）

NTT無料番号案内

身体障害者手帳をお持ちで次の要件に該当する方、または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、無料で電話番号案内を受けられます。利用の際は、事前登録が必要です。

＜身体障害者手帳の対象要件＞

- 視覚障がい 1級～6級
- 上肢障がい・体幹障がい 1級または2級
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 1級または2級
- 聴覚障がい 2級～4級、6級
- 音声・言語・そしゃく障がい 3級または4級

お問い合わせは、ふれあい案内（無料）へ
（フリーダイヤル0120-104-174）
（FAX：0120-104-134）

携帯電話

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、携帯電話をご契約される場合、基本使用料等の割引が受けられます。

割引額や手続きは、各電話会社によって異なります。

お問い合わせは、携帯電話会社各社へ

